

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

市営住宅の入居者資格の見直し等を行うため、本条例を制定するものであります。

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「同じ」を「この項及び第12条において「同居親族」という」に改め、同項第2号ア及びイ中「同居者」を「同居親族」に改め、同号ウ中「であり、かつ、同居者の」を「である場合（同居親族がいる場合にあつては、その）」に、「未満の者である場合」を「未満の者である場合に限る。」に改め、同号エ中「同居者」を「同居親族」に改め、同号オ中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を加え、同項第5号中「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が」を「入居者又は同居親族が」に改め、同条第2項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 18歳以上60歳未満の者で、規則で定める特定の市営住宅に入居しようとするもの

第6条第4項を次のように改める。

4 第2項各号に掲げる者が単身で入居できる市営住宅の規模等は、市営住宅の入居の状況等に応じて市長が規則で別に定める。

第12条中「に同居していた」を「の同居」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 公営住宅

名称	位置
天神前団地	田尻町 1 丁目
上相田団地	相田町 1 丁目
渡志団地	田尻町 4 丁目
田尻浜団地	田尻町 6 丁目
上の代団地	田尻町 2 丁目
小木津団地	小木津町 3 丁目
田中団地	滑川本町 2 丁目
オボ内団地	滑川町 1 丁目
滑川団地	滑川本町 1 丁目、 4 丁目
神峰団地	滑川町 3 丁目
大平団地	本宮町 3 丁目
原前団地	東町 4 丁目
桐木田団地	宮田町 2 丁目
高松台団地	神峰町 2 丁目
前塚団地	助川町 4 丁目
御殿山団地	助川町 4 丁目、 5 丁目
城南団地	城南町 5 丁目
山田団地	西成沢町 2 丁目
池の川団地	中成沢町 2 丁目
表田団地	中成沢町 4 丁目
戸崎団地	東成沢町 3 丁目
沢目団地	鮎川町 6 丁目

戸沢団地	桜川町4丁目
森下団地	金沢町2丁目
磯坪団地	東金沢町2丁目
道師内団地	大沼町1丁目
弥平台団地	東大沼町4丁目、水木町2丁目
金畑団地	大沼町3丁目
南高野団地	南高野町2丁目、3丁目
是也団地	十王町伊師本郷
十王台団地	十王町伊師本郷

## 2 改良住宅

名称	位置
神峰団地	滑川町3丁目
大平団地	本宮町3丁目
御殿山団地	助川町5丁目
城南団地	城南町5丁目

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。